

2017.07.03

CSR・ERM トピックス <2017 年度第 4 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2017 年 4～5 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<持続可能な調達>

○イオン、持続可能な調達 2020 目標を策定

（参考情報：2017 年 4 月 19 日付 同社 HP）

イオンは 4 月 19 日、農産物、畜産物、水産物、紙・パルプ・木材、パーム油を対象とした「イオン持続可能な調達方針」および「持続可能な調達 2020 年目標」の策定を発表した。グローバル基準に基づいて生産された商品の調達を推進することにより、真に「安全・安心」な商品の提供と持続可能な社会の実現への貢献を目指す。

紙・パルプ・木材、パーム油についてはプライベートブランド（以下、PB）で FSC*認証や RSPO**認証等の持続可能な認証を取得した原料の 100%利用を目指す。水産物については、同社連結対象の全てのスーパーにおける MSC***、ASC****の流通・加工認証取得のほか、主要な全魚種における持続可能な裏付けのある PB 提供を目標とする。また、農産物および畜産物については、PB において GFSI*****ベースの適正農業規範（GAP）による管理の 100%実施を目指す。

* FSC

Forest Stewardship Council（森林管理協議会）。環境や地域社会に配慮した持続可能な管理や伐採が行われている森林へ認証を与えている。

** RSPO

Roundtable on Sustainable Palm Oil（持続可能なパーム油のための円卓会議）。世界的に信頼される認証基準の策定とステークホルダー（関係者）の参加を通じ、持続可能なパーム油の生産と利用を促進することを目指す組織。

*** MSC

Marine Stewardship Council（海洋管理協議会）。持続可能な方法で漁獲された天然水産物の認証を行っている。

**** ASC

Aquaculture Stewardship Council（水産養殖管理協議会）。環境に大きな負担をかけず、地域社会にも配慮した持続可能な養殖業に対する認証を行っている。

***** GFSI

Global Food Safety Initiative（世界食品安全イニシアティブ）。グローバルな小売業・食品メーカーで構成される The Consumer Goods Forum の下で設立された食品安全に関するプラットフォームであり、食品安全に関する認証制度に対して承認を行っている。

<ダイバーシティ>

○経団連が「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」を公表

(参考情報：2017年5月25日付 同団体 HP)

経団連は、2017年5月25日、「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」と題した提言を公表した。

本提言は、ダイバーシティ・インクルージョン社会を実現する上で重要な要素の一つとなる LGBT（性的マイノリティー）の人々について、各企業における適切な理解・知識の共有と、その認識・受容に向けた取組の推進を目的としたものである。

本提言では、LGBT に関する取組を進める上で参考となる視点や企業における具体的な取組例を示している。

【企業において取組を進める上での視点】

- ①幅広いプールからの人材獲得と退職の抑制
- ②働きやすい社内環境の整備による生産性の向上
- ③自社のブランド価値向上
- ④法的リスク回避と社員の人権保護
- ⑤ビジネスの拡大

【具体的な取組例】

- ①性的指向・性的自認等に基づくハラスメントや差別の禁止を、社内規程等に具体的に明記
- ②社内の人事・福利厚生制度の改定
- ③社内セミナー等の開催
- ④社内相談窓口の設置
- ⑤ハード面での職場環境の整備
- ⑥採用活動における LGBT への配慮
- ⑦LGBT に配慮した商品・サービスの開発
- ⑧社外イベントへの協力、NPO 法人等との連携

また、本提言には、『LGBT への企業の取組に関するアンケート』の調査結果が掲載されており、経団連加盟企業の実施している具体的な取組が企業名とともに参照可能となっている。

<情報管理>

○経済産業省および IoT 推進コンソーシアムが、データの利用権限に関する契約ガイドラインを公表

(参考情報：2017年5月30日付 同省 HP)

経済産業省および IoT 推進コンソーシアム*は5月30日、「データの利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0」を公表した。

近年、IoT や AI 等の技術革新により事業者の保有データが爆発的に増加していることに伴い、事業者間の垣根を超えたデータ連携の実現により新たな付加価値が創出されることへの期待が高まっている。しかしながら、データの利用権限に関する基本的な考え方や、それに基づく事業者間の契約の在り方が整理されておらず、結果としてデータの流通が進まないという課題が存在していた。

本ガイドラインは、上記の課題を解決するために、事業者間の取引に関連して「創出」、「取得」または「収集」されるデータの利用権限を、契約で適切かつ公平に定めるための手法や考え方を整理したものであり、以下3つのパートで構成されている。

1. 「基本的な考え方」
2. 「契約前段階の合意プロセスと利用権限の定め方」
3. 「契約における規程事項等」

また、2. 「契約前段階の合意プロセス」については以下4つの段階に整理し、取組の指針を示している。

申し入れ、事前確認	・ 契約前段階において、取引に関連するデータの利用権限を契約に定めることについて相互に確認する。 ・ 合意形成プロセスの具体的な段取りを確認・共有する。
データの選定	・ 利用権限を定めるデータは、取引関連性と利活用可能性の観点から選り出し、カタログ化等する。 ・ 当事者間で意見の相違・利害対立等があるデータを明らかにする。 ・ 利用権限の設定が困難なデータについては、データを切り分けるなどして利用権限の対象とし得る範囲を探る。
利用権限の決定	・ 「白地」から公平に判断する。 ・ 考慮要素等に照らして具体的に検討していく。 ・ 必ずしもいずれかの当事者のみにデータの利用権限を認める必要はなく、利用条件の設定の工夫などを通じ、共同利用の余地も検討する。
条項の作成	・ 条文ベースで契約交渉を進め、イメージの共有を図る。 (特にデータの利用権限を契約に定める実務が定着していない業界) ・ 契約書別紙等を利用しながら、対象データを明確化する。

* IoT 推進コンソーシアム

産学官が参画・連携し、IoT 推進に関する技術の開発・実証や新たなビジネスモデルの創出推進するための体制を構築することを目的として設立された組織。

海外トピックス：2017年4～5月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<人権>

○ビジネス・人権資料センターが再エネプロジェクトの人権侵害リスクを投資家に喚起

(参考情報：2017年4月 BHRC HP「Renewable Energy Impact on Communities」)

国際人権 NGO のビジネス・人権資料センター (BHRC) は、「Renewable Energy Impact on Communities」を、インパクト投資推進団体 Transform Finance、インパクト投資会社 Sonen Capital と共同で4月26日に発表した。同報告書は、再生可能エネルギー投資に際し投資家に対して人権を配慮するよう求める提言をまとめたものである。

再生可能エネルギー発電所の建設プロジェクトは、気候変動緩和など環境面でのメリットが期待される一方、土地収奪、先住民の強制移住、暴力や殺人等、人権侵害を伴うものになるリスクが潜んでいる。このような人権侵害の結果、工事の遅延や、訴訟費用、企業イメージの損害など、投資家にとってもマイナスとなる要素が含まれている。

今回 BHRC は、水力発電と風力発電の世界大手企業約 50 社を調査した。その結果、水力発電や風力発電の建設を進める企業のうち、国際的に先住民に対し認められている「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」の権利を尊重するポリシーを制定している企業はわずか 10% しかなかった。また、この 10% (5 社) のうち 3 社はポリシーの実効性に対してステークホルダーから疑義が唱えられている。

報告書では、投資家は再生可能エネルギー事業を行う企業に対してリスクを軽減するための働きかけを行うことができる立場にあり、そのような働きかけが投資リスクの低減にもつながるとして、投資先企業との積極的な対話を投資家に求めている。

<ESG>

○国連責任投資原則 (PRI) が「ESG Integration: how are social issues influencing investment decision?」を発表

(参考情報：2017年5月16日付 PRI HP)

PRI は5月16日、ESG投資の判断にあたり、「S (社会)」の要素の評価事例等を紹介する「ESG Integration: how are social issues influencing investment decision?」を発表した。

「S (社会)」分野の取組は、人権、男女平等、労働環境など多岐に渡るが、投資家にとって、これらの取組が企業の業績に与える影響が判定しにくく、投資判断に採り入れ難かった。

本資料は、企業の実際の取組について、投資家が「S (社会)」の観点からどのような評価を行っているか、幅広く紹介している。

例えば、ある投資家は、大手アパレル企業の東南アジアの製造委託先の工場で、以前に低賃金や過重労働などの問題が発生したが、製造委託先と連携して問題解決を進めた結果、企業のブランドイメージや従業員満足度の向上等に結びつけた取組について、

- ・従業員の満足度と収益には相関関係があり、従業員満足度の向上に取組む企業は収益が向上する
- ・労働環境や待遇の改善を重視すると、それらに関する社会的批判を受けるリスクが低減するため、比較対象の企業群よりも、相対的にレピュテーションリスクが低い

という前提に立ち、投資対象企業の将来の収益予想などに反映している。

<海外リスクマネジメント>

○ダンアンドブラッドストリートが「2017 年第二四半期における世界経済の 10 大リスク」を発表

(参考情報：2017 年 5 月 19 日付 dun&bradstreet HP)

ダンアンドブラッドストリートは 5 月 19 日、「2017 年第二四半期における世界経済の 10 大リスク」に関するレポートを発表した。

本 10 大リスクは、ダンアンドブラッドストリートがグローバル経済を取り巻く様々な事象に対して同社独自のリスクスコアを付与し、そのリスクが企業に及ぼしうる影響度の大きさをランク付けしたもの。同社は四半期ごとに最新の世界情勢等を基に分析した結果を発表しており、米国内企業を中心としてグローバルに活躍する企業のリスクマネジメント資料として利用されている。第二四半期のレポートでは以下 6 つの新たなリスクがランクインした。

1. 「南米 11 の国にまたがる、ブラジル企業の汚職問題により、世界で 12 を超える公共プロジェクトがストップする懸念」
2. 「イタリアの国政選挙で、反 EU 政党が勝利をおさめ、EU の内部問題を再燃させる懸念」
3. 「2018 年 1 月に始まる、銀行の引当金積み増しに関する IFRS の規制により、銀行の貸し出しが伸びず、世界経済に影響を与える懸念」
4. 「腐敗政治と低経済成長が東ヨーロッパと中央アジアの国々の政治体制を崩壊させる懸念」
5. 「ロシアの軍事強化による NATO との直接対決勃発の懸念」
6. 「FRB の米金利利上げが、与える影響の懸念」

以下の 4 つは第一四半期から継続

7. 「世界的なサイバー攻撃の発生頻度の増加、被害規模の拡大懸念」
8. 「米国の貿易政策が貿易相手国から公式に抗議と報復を招く懸念」
9. 「イラク、シリアで政府がイスラム国 (IS) との闘いに勝利することが、ヨーロッパやアジアで IS の動きを活発にし、ビジネス環境を混乱させる懸念」
10. 「中国産業界と地方政府の不良債権問題の連鎖が GDP のハードランディングを引き起こし、立ち行かなくなった中堅銀行を政府が救済する懸念」

(同レポートより引用、インターリスク総研訳)

Q&A：CSR・ERM等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

世界中の様々な国・地域でテロリスクが高まっています。自社の海外拠点がテロに巻き込まれたケースを想定し、事業継続などの視点で取組むべき対策を教えてください。

Answer

1. はじめに

残念ながら依然として世界中でテロが頻発しており、特にラマダン期間には下表のような多くの人々を巻き込む事件が発生しています。

【2016年のラマダン期間（6/6～7/5）前後に発生した主なテロ事件】

日時	場所	テロ事件	死者数
6/12	米国（フロリダ）	ナイトクラブ銃乱射事件	死者 50 名
6/28	トルコ（イスタンブール）	国際空港自爆テロ事件	死者 48 名
7/1	バングラデシュ（ダッカ）	レストラン襲撃人質テロ事件	死者 22 名 うち日本人 7 名
7/14	フランス（ニース）	トラック暴走テロ事件	死者 84 名

【2017年のラマダン期間（5/27～6/25）前後に発生した主なテロ事件】

日時	場所	テロ事件	被害
5/22	英国（マンチェスター）	アリーナ自爆テロ事件	22 名死亡
5/31	アフガニスタン（カブール）	トラック自爆テロ事件	150 名死亡
6/3	英国（ロンドン）	歩行者・マーケット襲撃事件	7 名死亡
6/7	イラン（テヘラン）	議会・霊廟銃撃事件	17 名死亡

2001年の米国同時多発テロのような組織的かつ大規模なテロが再び引き起こされる可能性も否定できない状況です。また、テロに限らず、内戦の激化や国家間の武力衝突が懸念される地域も少なくなく、2016年7月には、南スーダンにおいて日本人の緊急退避事案*が発生しています。

本稿では、影響が広範囲に及ぶような大規模なテロや武力衝突などの発生を想定し、日本企業の海外拠点到に求められる緊急退避や事業継続の取組を中心に解説します。

海外でテロが発生した際の日本本社における対応や海外駐在員や出張者がテロに巻き込まれた際の対応は、「CSR・ERM トピックス（2016 No.6）」を参照ください。

2. 想定される状況

大規模なテロや武力衝突が発生した際は、海外拠点が直接的な被害を受けるだけでなく、人的・物的被害がなくても、周辺の治安悪化などにより、事業の継続が困難となり、緊急退避しなければならない事態も想定されます。また、このような場合、電気、通信、交通システムなどの社会インフラが機能を停止するような状況も起こります。

3. 緊急退避

前述のような状況においては、海外拠点の従業員に緊急退避を指示し、現地拠点を放棄するという選択肢も検討しなければなりません。情勢が切迫する中で、適切に緊急退避を指示し、

迅速に退避を完了させるためには、平常時に対応の基本方針、判断基準や具体的な対応手順を検討しておくことが不可欠です。また、検討した内容については、本社および拠点の役職員で共有し理解を深めておかねば、実際に危機が発生した際に実効性を確保することが期待できません。

①日本人駐在員

日本人駐在員とその家族は、日本へ退避させることが基本となります。日本へ安全に退避させることが困難な状況に備えて、現地でより安全な地域や第三国へ退避させる方法も検討しておくといでしょう。

海外から日本への移動は、空路が基本となります。しかしながら、空港へは多くの人が殺到したり、軍による利用が優先されたりする可能性があります。また、空港自体がテロ等の攻撃対象とされることもあるため、空路以外の選択肢も検討しておくことが望まれます。

②日本人以外の役職員

現地に生活基盤がある役職員については、現地国内の安全な地域への退避を企業として支援することを基本とするのが一般的です。しかし、国外等への退避により生活基盤から切り離された役職員の生活を、一企業として支援し続けることは困難です。退避先や方法は役職員に主体的に検討・選択してもらうのが現実的です。

日本でも現地でもない国に生活基盤がある役職員については、その出身国や日本を含む第三国へ退避させることが基本となります。日本への入国に旅券上の制約がなく、日本人と同じ要領で退避可能であれば、日本人駐在員の退避計画に組み込むことも一案です。ただし、日本政府による退避支援がある場合は、日本人が優先されるため、例えば、政府専用機による緊急退避は、他社を含めた日本人の退避が優先され、当該役職員が政府専用機に搭乗できない可能性があることには留意が必要です。

また、現地の役職員への配慮から日本人の退避の判断が遅れ、危機が増大することも想定されます。退避判断の基準や権限移譲のルールなどを整備し、平常時に拠点内でしっかりと議論しておく必要があるでしょう。

③非常持ち出し品

現地拠点を放棄し、退避する際は、拠点の会社資産が接収・強奪される可能性があります。そのため、非常時に持ち出すべき品目を事前に特定し、緊急時に持ち出せるようにしておくことが必要です。特に、機密情報については、紙・データにかかわらず、漏えいしないよう、持ち出すか、適切に廃棄するなどの対応が必要です。

4. 事業継続

地震リスクの発生頻度が高い日本では、多くの企業が地震 BCP（事業継続計画）を策定しています。同様に、テロ等のリスクの発生頻度が高い地域に所在する拠点においては、テロに対する BCP を策定することが求められます。テロリスクの BCP と地震リスクの BCP は、前提とする被害想定などは異なりますが、重要業務とそれに不可欠なリソースを特定し、リソースが毀損した場合の復旧策や代替策を講じていく作成手順や考え方などは、共通する部分が少なくありません。

テロに対する BCP を作成する際に考慮しておくべき主なものは以下の通りです。

- ・ 情報収集方法、安否確認ルール
- ・ 現地拠点の日本人駐在員が退避した場合の指示系統・権限移譲ルール
- ・ 緊急時であっても継続する必要性が高い重要業務の特定
- ・ 上記業務を継続させるための事業継続戦略（代替場所、代替方法、復旧方法など）
- ・ 退避が困難な状況を想定した籠城用の水・食料の備蓄 など

5. さいごに

2001年9月11日に米国同時多発テロの標的となったビルに入居していた金融機関が、事前に整備していたBCPを発動し、同業他社に先駆けて速やかに事業を再開できたという例もあります。企業にとってテロは大きな脅威ですが、事前にBCPを整備しておくことで、その被害を最小限に抑え、さらには他社よりも事業を早期に復旧させることで、企業価値を高めることも可能となります。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控えて、日本国内でのテロリスクも高まると考えられます。企業としては、海外拠点にとどまらず、国内においてもテロを想定したBCPの検討が、今後求められます。

* 南スーダン日本人緊急退避事案

2016年7月、南スーダンの政府側と元反政府側の武力衝突が繰返し発生し、現地の治安情勢が悪化。外務省が南スーダンのジャバ市の危険情報を「レベル4：退避勧告」へ引き上げ。その2日後に、日本人47人、外国人46人がJICAのチャーター機にてケニア・ナイロビへ退避した事案。

以 上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 リスクマネジメント第三部

TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）

TEL.03-5296-8913（環境・CSRグループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下の通りです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応
- ◆ 製品安全・食品安全

<環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）
- ◆ 情報漏洩リスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017